

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更

（奈良市決定）

都市計画押熊町地区計画を次のように変更する。

（平成20年8月15日変更）

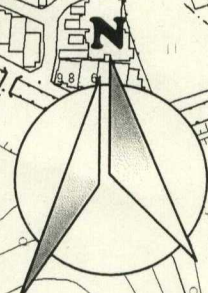
名 称	押熊町地区計画		
位 置	奈良市押熊町1408番の1の一部 他		
面 積	約 8.8 ha		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は市の北西部に位置し、周辺は民間の大規模宅地開発事業により低層住宅地が形成され居住環境に恵まれた地区である。 地区の一部は民間の宅地開発事業により道路・公園が整備され低層一戸建住宅地として既に良好な住宅地が形成されており、これに隣接する形で新たな宅地開発が計画されている。 本地区において地区計画を定めることにより、既成住宅地の良好な居住環境を将来にわたって維持・保全を図るとともに、民間の宅地開発事業の適正な土地利用を誘導し、緑豊かなうまいのある住宅市街地の形成を図ることを目標とする。	
	土地利用の方針	周辺の居住環境との調和を考慮しつつ、良好な住宅市街地の形成を図るため、建築物の用途の混在等を防止し、低層戸建住宅地として土地利用を図る。	
	地区施設の整備の方針	地区内の主要な区画道路は、都市計画道路奈良阪南田原線（通称ならやま大通り）を軸として、土地利用計画との整合を図りつつ適正に配置する。 また、民間の宅地開発事業により整備が行われる道路及び公園等を適正に配置し、整備された道路及び公園等の機能、環境が損なわれないよう維持・保全を図る。	
	建築物等の整備の方針	良好な居住環境、魅力ある街並みの形成を図るため、建築物の用途制限及び建築物の敷地面積の最低限度を定め適正な誘導・規制を行う。	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	区画道路 幅員 8m 延長 約380m 区画道路 幅員 6m 延長 約830m
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 長屋住宅又は重ね建て住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。） (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 学校（幼稚園を除く。）、図書館その他これらに類するもの（近隣に居住する者の利用に供するために設ける公民館及び集会所を除く。）

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（保育所を除く。） (6) 公衆浴場 (7) 診療所（患者の収容施設のないものを除く。）
		建築物の敷地面積の最低限度	200平方メートル ただし、次の各号に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。 (1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家

区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり。

押熊町地区計画 計画図

東登美ヶ丘六丁目



大亀谷池

カゴ池

縮 尺 1/2,500

凡 例	
地区計画区域	
地区整備計画区域	
区画道路 (8m)	
区画道路 (6m)	